

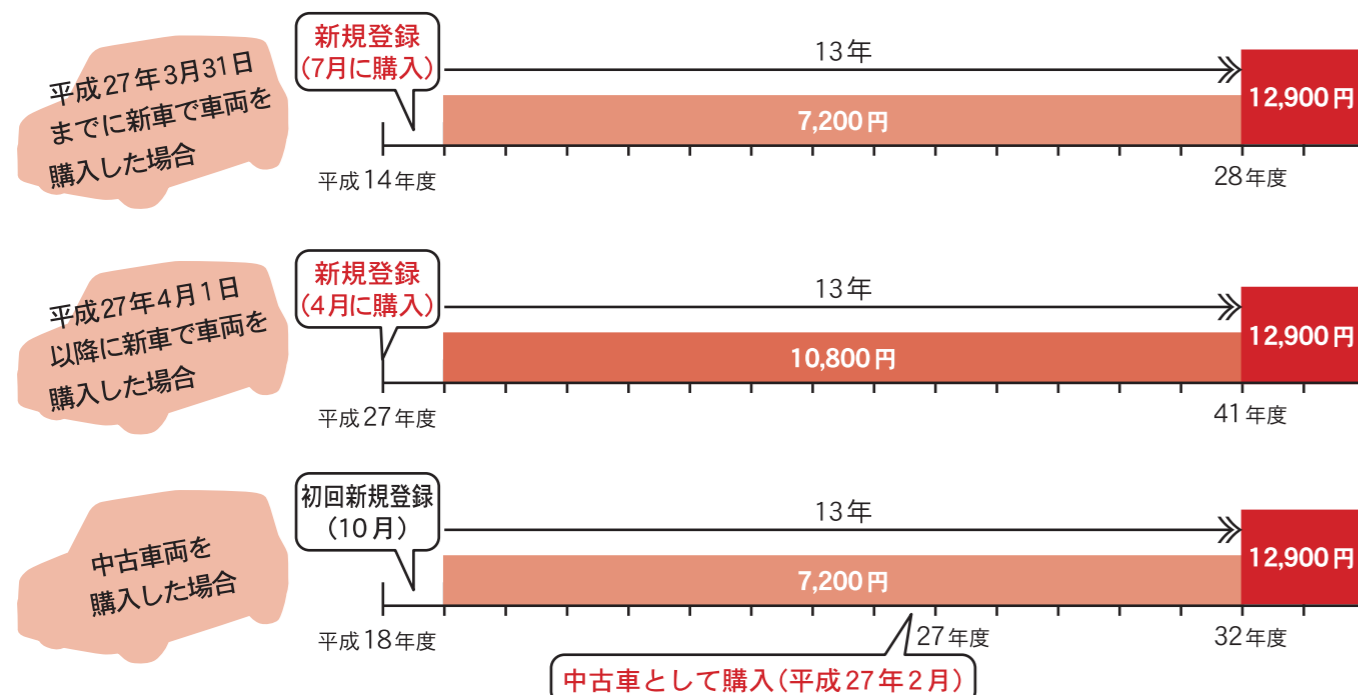
軽三輪車・軽四輪車

平成28年度から
変わります

車種区分	税率(年額)				
	①平成27年3月31日までに 新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に 新規登録した車両	③新規登録後13年を超えた 車両(経年重課)		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽自動車 (四輪車)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 平成27年3月31日(火)までに登録された三輪および四輪の軽自動車は、新規登録後13年間は現行の税額が適用されます(上記表「①」参照)。
- 新税率は平成27年4月1日(水)以降に新規登録された車両に適用されます(上記表「②」参照)。
- 新規登録から13年を経過した四輪車等については、新税率を1.2倍にした税率となります(上記表「③」参照)。

例: 自家用乗用車の場合



法人市民税の法人税割税率改正

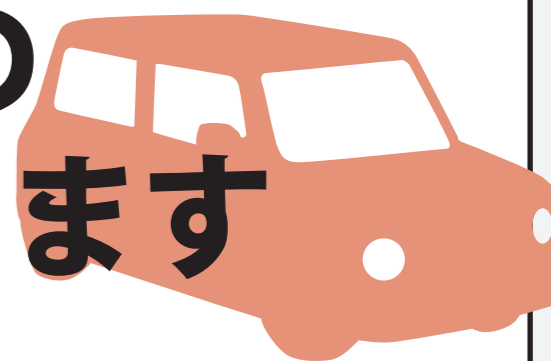
地方税法の一部改正により、平成27年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	12.1%

▶中間申告における経過措置

税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」(通常は「6÷前事業年度の月数」)とする経過措置が講じられます。

軽自動車税の税率が変わります



【問い合わせ】税務課 市民税係 ☎0978-62-3131

地方税法の一部改正により、平成27年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車の税率が引き上げられます。

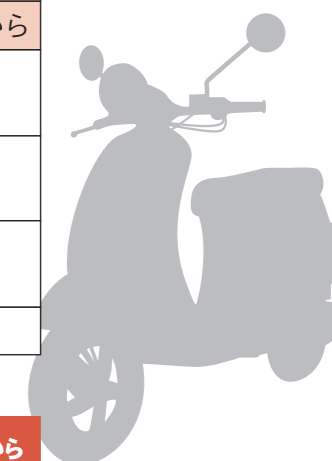
軽三輪および四輪の軽自動車は、平成27年4月1日以降に新規登録したもののから新税率が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、新規登録から13年を経過した軽四輪車等には、標準税率の概ね20%の経年重課が適用されます(平成28年度から)。

原動機付自転車

平成27年度から
変わります

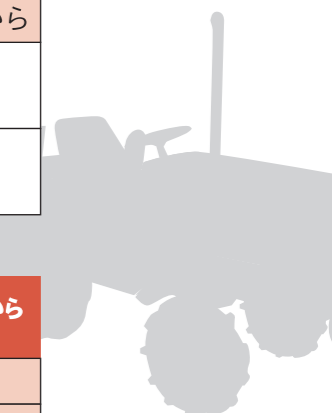
車種区分	税率(年額)	
	平成26年度まで	平成27年度から
・総排気量50cc以下のもの ・定格出力0.6kw以下のもの(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
・2輪で、総排気量50cc超90cc以下のもの ・2輪で、定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円
・2輪で、総排気量90cc超125cc以下のもの ・2輪で、定格出力0.8kw超1kw以下のもの	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円



125ccを超えるオートバイ等

平成27年度から
変わります

車種区分	税率(年額)	
	平成26年度まで	平成27年度から
2輪で、総排気量125cc超250cc以下のもの(側車付を含む)	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車で、総排気量250ccを超えるもの(側車付を含む)	4,000円	6,000円



小型特殊自動車

平成27年度から
変わります

車種区分	税率(年額)	
	平成26年度まで	平成27年度から
農耕作業用自動車(トラクター、コンバイン等)	1,600円	2,400円
その他のもの	4,700円	5,900円